

# 東京大学大学院医学系研究科附属グローバルナーシングリサーチセンター運営委員会規則

平成28年12月21日 制定

## (趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院医学系研究科附属グローバルナーシングリサーチセンター規則第6条第3項の規定に基づき、グローバルナーシングリサーチセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

## (任務)

第2条 委員会は、グローバルナーシングリサーチセンター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関する重要事項を審議する。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

## (委員長)

第4条 委員長は、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (委員)

第5条 委員は、次に掲げる者にセンター長が委嘱する。

- (1) 医学系研究科長
- (2) 医学部附属病院長
- (3) センターに所属する教授、特任教授、准教授及び特任准教授
- (4) 医学系研究科から選出された教授又は准教授 若干名
- (5) その他委員長が必要と認めた者

## (委員の任期)

第6条 前条第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項に掲げる委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、特定の事項について審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、委員会の議を経てセンター長が委嘱する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。